

9/30 確認事項① 目的外利用・提供を行う場合に典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定

【条例で規定することが許されない事項】

改正法	条例	比較
<p>個人情報の目的外利用・提供は、原則として禁止されるが、事務の遂行に必要な限度で相当な理由のある場合などには例外的に許される。(審査会の意見を聴いて提供等を認める方法は規定されていない。)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p>	<p>個人情報の目的外利用・提供は、原則として禁止されるが、事務の遂行に必要な限度で相当な理由のある場合などのほか、本審査会の意見を聴いて、適正な行政執行のため又は公益上必要があると認められるときは例外的に許される。</p> <p>(目的外利用等の規制)</p> <p>第9条 実施機関は、当該実施機関内部若しくは実施機関相互における個人情報取扱事務の目的を超えた個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外の者に対する当該目的を超えた個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。</p> <p>(2) 法令等に基づくとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 事務の遂行に必要な限度で目的外利用する場合又は国等に外部提供する場合において、利用することに相当な理由があると認められるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、<u>審査会の意見を聴いて、適正な行政執行のため又は公益上必要があると実施機関が認めるとき。</u></p>	<p>・これまで本審査会の意見を聴いて定められてきた取扱基準について、法施行後は目的外利用、提供をする際の根拠にすることができなくなる</p>

目的外利用・提供の基準

法令の解釈等

- 目的外利用及び外部提供は、原則として禁止される（法第69条第1項）
- 例外的に、法令の定める事務、業務の遂行のために利用、提供するときで相当な理由があるときは、認められる（同条第2項）
- その他、明らかに本人の利益になるときや特別の理由があるときなどにも認められる（同項）
- 各地方公共団体が個別の目的外利用や提供について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであり、許されない（ガイドラインp.70）

本市での確認

- 目的外利用及び外部提供については、条例に明記された基準及び審査会の意見を聴いて定められた基準により運用されてきた
- しかし、条例に明記された基準については、改正法と内容における違いはない
- また、審査会の意見を聴いて定められた取扱基準は、本人に与える利益や、公益性などを考慮して検討されており、これは改正法の「特別な理由」の有無等の判断基準と合致する
- したがって、条例の基準が示す内容は改正法のもものと共通しており、本市の取扱いに影響を与えるものではないと考えられる

改正法	条例	比較
規定なし	<p>個人情報とは、原則として通信回線を用いて電子情報処理組織を結合する方法（オンライン結合）によって外部提供してはならない。</p> <p>（電子情報処理組織の結合による提供の規制）</p> <p>第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられる場合を除き、通信回線を用いて電子情報処理組織を結合する方法により実施機関以外の者に個人情報を提供してはならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の方法により個人情報の提供をしようとするときは、法令等に基づく場合を除き、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、特定個人情報を提供する場合には、適用しない。</p> <p>※手引p.48 「オンライン結合」とは、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>①パソコン等を通信回線により接続し、個人情報の收受を行うもの。</p> <p>②入力した個人情報が、相手のパソコン等により構築されたシステムに即時に出力されるもの。</p> <p>③市以外の者が、その必要性に応じて、個人情報を通信回線により即時に取得できるもの。</p>	<p>・改正法では、パソコン等を通信回線で接続するなどして個人情報を提供することについて、特別に制限しようとする規律は存在しない</p>

オンライン結合の制限

法令の解釈等

- パソコン等を通信回線で接続するなどして個人情報を提供することについて、特別に制限しようとする規律は存在しない
- オンライン・オフラインを問わず、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要がある（自治体からの質問への回答）
- オンライン結合に特別の制限を設けることは、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であることから、条例で独自の規定を定めることは許容されない（ガイドラインp.74）

本市での確認

- オンライン結合を制限する規定は、H7年の条例制定時から存在していた
- 当時から通信回線による提供に係る漏えい等の危険性は変わらず存在するが、今日では不正アクセス等の被害も増加していることから、漏えい等の危険性は提供時に限った問題ではなくなっている
- すると、オンライン結合による提供だけを原則として禁止するのではなく、システム等による個人情報の取扱い全体について、法の基準による適切な安全管理措置を講じることには、一貫性・合理性がある
- したがって、十分な情報セキュリティ体制を整備する等の適切な措置を講じることにより、個人情報を保護することができる

改正法	情報公開・個人情報保護審査会条例	要検討事項
<p>審査会は、条例で定めることで、市長の諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、これについて調査審議することができる。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第105条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。</p> <p>(地方公共団体に置く審議会等への諮問)</p> <p>第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p>	<p>審査会は、市長の諮問に応じ、情報公開及び個人情報の保護に係る施策に関する重要事項について調査審議することができる。また、諮問の有無にかかわらず、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審査会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 苫小牧市情報公開条例(平成10年条例第14号)第18条又は苫小牧市個人情報保護条例(平成7年条例第2号)第39条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(2) 苫小牧市個人情報保護条例の規定により審査会の意見を聴くこととされている事項について調査審議すること。</p> <p>(3) 市長の諮問に応じ、情報公開及び個人情報の保護に係る施策に関する重要事項について調査審議すること。</p> <p>(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に係る点検に関すること。</p> <p>2 審査会は、情報公開及び個人情報の保護に係る施策に関する事項について、市長に意見を述べることができる。</p>	<p>・「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるとき」には、審査会へ諮問できる旨を規定すべきか</p> <p>・諮問に基づかない意見陳述をすることができる旨を規定すべきか</p> <p>※なお、議会からの諮問については、議会が本審査会に諮問する旨の条例を別に制定しようとする場合、これを受けることになる</p>

個人情報の取扱いに関する意見聴取のための諮問

法令の解釈等

- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる（法第129条）
- ・「特に必要であるとき」とは、①条例を改正しようとする場合、②法令やガイドラインに沿った運用ルールの細則を定めようとする場合、③地域の特异性に応じた必要性から、独自の施策を実施しようとする場合などが考えられる（Q&A7-1-1）
- ・また、個人情報の保護に関する事項等につき、自発的に意見陳述等を行うことは許されている（Q&A7-1-3）

本市での検討

- ・左欄の「特に必要であるとき」のうち①については、今後の法改正によって、今回制定する法施行条例を改正する検討が必要になることは十分予想される
- ・また、②③についても、現時点で具体的な案件は想定されていないが、今後生じ得るものである
- ・さらに、審査会が諮問によらず意見を述べることについても、改正法の「特に必要であるとき」の解釈に縛られることなく、審査会が意見を陳述する機会も保障しておくことが適切だと考える

案

➡ **個人情報の適正な取扱いを確保するため、審査会の意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、これを諮問できることを規定する。また、諮問がない場合であっても、意見を述べられることを規定する。**

改正法	条例	要検討事項
<p>不開示情報として列挙されたもののほか、条例で定めることにより、情報公開条例で開示されるものを開示することとし、不開示となるもの（情報公開法に準じる不開示情報に限る。）を不開示とすることができる。</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とすることが必要であるものとして条例で定めるもの」とする。</p> <p>※第78条第2項による読み替え後の同条第1項</p> <p>第78条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とすることが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>不開示情報として列挙されたものは、不開示となる。</p> <p>（個人情報の開示義務）</p> <p>第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>・改正法と情報公開条例の不開示情報について、その不開示となる範囲に実質的な差異はあるか</p> <p>・実質的な差異があるものについて、どちらがより適切な不開示範囲だと認められるか</p> <p>・また、これに関して、情報公開条例を改正する必要があるか</p>

不開示情報の範囲と情報公開条例の改正

法令の解釈等

- 請求者以外の個人に関する情報などについて、不開示情報が列挙されており、これは情報公開法の不開示情報と整合が図られている（法第78条第1項）
- ただし、条例で規定することにより、①情報公開条例で開示されるものを開示することとし、②情報公開条例で不開示となるもの（情報公開法に準じるものに限る。）を不開示とすることができる（同条第2項）
- それぞれの不開示情報の内容等については、資料4、資料5のとおり

本市での検討

- 資料4及び資料5で検討した理由から、情報公開条例の不開示情報と整合を図るための規定はおく必要はない
- ただし、この場合、改正法と情報公開条例において、不開示情報に実質的な差異がないにもかかわらず、その表現に差異がある部分が生じてしまう
- 今後の運用において混乱が生じないようにするためにも、不開示情報として同じ内容を示すのであれば、同じ表現にしておくべきと考えられる

案



不開示情報について、情報公開条例と整合を図る規定は設けない。ただし、法施行後も適切に運用が行われるように、情報公開条例の不開示情報に関する規定を情報公開法の表現に改める。

改正法	情報公開条例	要検討事項
希望する開示の実施方法は、開示請求書に記載しないことができる。この場合、 開示決定通知後30日以内に、書面により希望する開示の実施方法を申し出なければならない。	希望する開示の実施方法は、 開示請求書に記載しなければならない。	<p>・開示請求の手続について、個人情報保護法に基づくものと情報公開条例に基づくものを可能な範囲で一致させるべきか</p>
<p>(開示の実施)</p> <p>第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、<u>政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。</u></p> <p>4 前項の規定による申出は、<u>第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。</u>ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(開示請求の手続)</p> <p>第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。ただし、実施機関が開示請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項</p> <p>(3) <u>公文書の開示の実施方法</u></p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項</p>	

情報公開条例における開示請求手続

法令の解釈等

- 希望する開示実施方法は開示請求書に記載することができるが、これを記載しない開示請求も有効である
- 請求時に記載がない場合は、請求者は、市から開示決定通知が送付された後30日以内に、希望する開示実施方法について書面で申し出なければならない(法第87条)
- 請求書に記載がある場合は、市は、開示決定通知を送付した上で、請求者が開示方法について改めて検討を行うために必要な合理的期間が経過した後、開示を実施する(事務対応ガイドp.250)

本市での検討

- 市にとっては、開示方法等を事前に確認することで円滑に事務処理ができ、他方、請求者にとっても手続が簡便になる
- 一方で、開示される文書の量が不明瞭な場合等は、請求者にとって開示方法を決定しにくい場合等も想定し得る
- したがって、開示請求時点で開示実施方法を義務的な記載事項としないことにも一定の合理性はある
- また、両制度において手続が異なる場合、市民だけでなく職員間でも運用における混乱が生じる可能性がある

案



開示請求の手続について、情報公開条例においても改正法と同様の手続によって行うようにする。

改正法	条例	要検討事項
法の施行状況は、毎年、 個人情報保護委員会を通じて公表される。	条例の施行状況は、毎年、 市が公表する。	
<p>(施行の状況の公表)</p> <p>第165条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>	<p>(運用状況の公表)</p> <p>第49条 市長は、毎年、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。</p>	<p>・改正法の施行の状況について、個人情報保護委員会への報告とは別に公表すべきか</p>

施行の状況の公表

法令の解釈等

- 地方公共団体は、法の施行状況について毎年度個人情報保護委員会に報告しなければならないが、委員会は、これを取りまとめて概要を報告しなければならない（法第165条）
- ただし、現時点でどのような内容について報告し、公表するのかが示されていない
- なお、個人情報保護委員会の行う公表とは別に、地方公共団体が独自の措置として当該状況についての公表をおこなうことも、差し支えない（Q&A8-1-1）

本市での検討

- 委員会による公表の内容はまだ示されておらず、現在市が公表している内容よりも狭いものになる可能性がある
- 条例に基づく開示請求件数などの運用状況の公表については、現在は市ホームページ及び広報とまこまいへの掲載によって行っている
- 仮に委員会がインターネットを通じて十分な内容を公表したとしても、市内全戸に配布される広報とまこまいに掲載しなければ、情報が伝わる範囲は狭まってしまう

案



個人情報保護委員会による公表とは別に、今後も市が独自に開示請求件数等を公表することを規定する。
 （※委員会の公表範囲が市よりも広い場合は、これに合わせる）